

奈良県告示第四百四十五号

昭和四十六年十二月奈良県告示第四百六十九号（昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号の別表の規定により知事が指定する区域）の一部を次のように改正する。

平成二十七年八月十一日

奈良県知事 荒井正吾

表の別表の第一号の二の区域の項中「図書館並びに」を「図書館、」に改め、「特別養護老人ホーム」の下に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。